

障害者（児）福祉

平成26年に批准した障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法により、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向けた取り組みを一層、推進することが求められています。区では基本構想を貫く理念である「だれもがいきいきと暮らせるまち」を実現するために、障害者・障害児施策の考え方と取組を一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定し、取り組みを進めています。

今後とも、様々な施策の充実に努めるとともに、障害に関する理解の促進を図り、障害の有無にかかわらず共に生きる共生社会の実現を目指していきます。

1 手帳の交付

(1) 身体障害者手帳の交付

(事業開始 昭和25年度)

身体障害者が各種サービスを受けるためには、「身体障害者手帳」が必要です。手帳を取得するには、指定された医師の診断書を添付し、障害福祉課を経由して都知事に申請します。この申請に基づき、東京都で審査し、再び障害福祉課を経由して本人に交付されます。障害の種類、程度に応じ、1級（重度）から6級（軽度）に区分されています。

(各年度末現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	4,532人	4,477人	4,455人	4,368人	4,331人
視覚	360人	365人	380人	381人	385人
聴覚・平衡	299人	294人	296人	314人	315人
音声・言語	72人	70人	53人	62人	60人
肢体	2,150人	2,085人	2,046人	1,967人	1,906人
内部	1,651人	1,663人	1,680人	1,644人	1,665人

(障害福祉課身体障害者支援係)

(2) 愛の手帳の交付

(事業開始 昭和42年度)

東京都では、知的障害者の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、申請に基づき知的障害者と判定された方に、「愛の手帳」を交付しています。この手帳は、都道府県独自の発行であるため、他の道府県から都内に転入した場合には、新たに「愛の手帳」の交付を受ける必要があります。障害の程度に応じ、1度（最重度）から4度（軽度）に区分されています。

【判定機関（各機関、予約が必要）】

18歳未満	東京都児童相談センター 新宿区北新宿四丁目6番1号 電話 5937-2314（文京区担当）
18歳以上	東京都心身障害者福祉センター 新宿区神楽河岸1番1号 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)14階 電話 3235-2961（判定の予約等）

（各年度末現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	910人	945人	976人	1,005人	1,019人
18歳未満	250人	268人	282人	306人	313人
18歳以上	660人	677人	694人	699人	706人

（障害福祉課知的障害者支援係）

（3）精神障害者保健福祉手帳の交付

（事業開始 平成7年度）

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、「精神障害者保健福祉手帳」交付の制度があります。予防対策課及び保健サービスセンター本郷支所で申請を受け付け、東京都で審査を行い、認定された方に交付します。手帳は2年ごとに更新をする必要があります。障害の程度に応じ、1級から3級に区分されています。

（各年度末現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	1,529人	1,647人	1,732人	1,890人	2,033人

（予防対策課精神保健係）

2 相談員

① 身体障害者相談員（事業開始 昭和42年度）

身体障害者相談員は、身体に障害のある方の更生援護の相談に応じ、必要な助言を行う民間人で、その業務を区長が委託します。任期は2年です。

② 知的障害者相談員（事業開始 昭和43年度）

知的障害者相談員は、知的障害者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的活動ができる民間人で、その業務を区長が委託します。任期は2年です。

③ 相談員の業務内容

ア 地域の実情を把握し、援護を必要とする方に対し、適切な助言及び指導を行う。

イ 障害者、その家族等から、公的援護についての相談を受けた際に、その問題に応じて必要とする援護等の内容を説明し、手続等についての指導を行う。

（障害福祉課身体障害者支援係）

3 障害者総合支援法による福祉サービス

(事業開始 平成 18 年度)

平成 18 年 4 月からの障害者自立支援法施行により、障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを共通の制度の下で、区市町村が一元的に提供することとなりました。平成 25 年 4 月 1 日からは障害者総合支援法となり、障害者の範囲として新たに難病等が加わりました。障害者総合支援法に基づくサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されます。自立支援給付には「介護給付」、「訓練等給付」、「補装具費の支給」、「自立支援医療」等があり、地域生活支援事業には「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」等があります。

① 対象者

- ア 身体障害者手帳の交付を受けた方
- イ 知的障害のある方
- ウ 精神に障害のある方（発達障害のある方を含む）
- エ 難病患者等
- オ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、難病に罹患している児童

② 自立支援給付

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うとともに、病院、介護老人保健施設等に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通支援等を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な視覚的な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。
	行動援護	常時介護の必要な行動上著しい困難を有する人が行動する上で、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	知的障害又は精神障害のある人に、一定期間日常生活能力を向上させるための支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労した人について、就労に伴う生活上の課題に対応できるように必要な支援を行います。
	自立生活援助	入所施設やグループホームを利用していた人等が、居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、巡回訪問等により、必要な援助を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
補装具費の支給		身体障害のある人が身体障害者手帳の交付を受けた方や難病等により患されている方が日常生活や就学、就労のために、身体機能を補完・代替する補装具の製作等を行う場合、補装具費を支給します。
自立支援医療		身体障害者、精神障害者、児童の各福祉法により行われていた公費負担医療が、障害者総合支援法により体系化されたものです。更生医療、育成医療、精神通院医療があります。
相談支援	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	施設や病院に入所・入院している障害のある人に対して、地域生活に移行するための相談や住居の確保、地域定着を図るための連絡・サポート体制を確保します。
	計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）	障害のある方の状況や、その置かれている環境等を勘案して、利用するサービスの内容等を記載したサービス等利用計画等を作成します。

③ 地域生活支援事業

利用者のニーズを踏まえ、文京区独自のサービスを実施しています。現在の実施事業は、次のとおりです。

理解促進研修・啓発事業	障害者等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等における自発的取り組みを支援します。
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、権利擁護のための援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚障害者等に手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付事業	重度障害者に対し、自立生活支援用具等を給付します。
移動支援事業	屋外移動が困難な障害者等に、外出の支援をします。
成年後見制度利用支援	成年後見制度の説明、制度利用までの手続等の手伝いや、制度利用に関する相談、後見人の支援等を行います。
地域活動支援センター	障害のある人に、創作的活動機会や社会との交流の機会等を提供します。
日中短期入所事業	短期入所施設で宿泊を伴わない日中に、入浴・排せつ又は食事等の

	介護や日常生活上の支援を行います。
巡回入浴サービス事業	介助があっても家庭や公衆浴場での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、巡回入浴車による入浴サービスを提供します。
救急代理通報システム事業	家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、若しくは、家庭内で火災が発生し、住宅用火災警報器が作動した場合に、専用通報機器を用いて、区が契約している民間の警備会社を通じて東京消防庁へ救急要請をすると同時に、駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行います。
自動車運転免許取得経費補助事業	障害のある人が自動車運転免許を取得する場合に、必要となる経費の一部を補助します。
自動車改善費助成事業	重度身体障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。
重度障害者等就労支援事業	就労している重度障害者等に対し、通勤や職場等における支援を行います。

④ 障害福祉サービス（介護給付及び訓練等給付）の申請から利用までの流れ

障害福祉サービスは、障害程度や勘案すべき事項（社会活動、介護者、居住等の状況等）を踏まえ、個別に支給決定されます。

ア 申請

どのようなサービスが利用できるか相談し、区に申請をします。

イ サービス等利用計画書の提出依頼

区は、申請者に対して、サービス等利用計画書の提出を依頼します。

介護保険のケアプラン対象者は、障害福祉サービス固有のサービスの利用を希望し、区が必要と認める場合に提出を依頼します。

ウ 障害支援区分認定調査・概況調査

区は、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するために、聴き取りを行います。介護給付を希望する場合は、審査会の判定を受け、障害支援区分の認定を行います。

エ サービス等利用計画書の作成・提出

申請者からの依頼により、指定特定相談支援事業所が作成した計画書を、区に提出します。なお、指定特定相談支援事業所が作成する計画書に代えて、申請者本人や家族等が作成した計画（セルフプラン）を提出することも可能です。

オ 支給決定・受給者証の発行

区において支給の決定がされ、利用者負担上限月額確定後、受給者証が発行されます。なお、訓練等給付を希望した場合、一部のサービスについては暫定支給決定を経て、支給決定が行われます。

カ サービス等利用計画書の作成

指定特定相談支援事業所は、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。

キ サービス利用の契約

利用者は、サービスを提供する事業者と契約を結び、契約内容に基づいたサービスの提供を受けます。

ク 利用者負担額の支払い

利用者は、サービスを利用後、利用者負担額を事業者に支払います。

ケ サービス利用料の支払い

サービスを利用した際にかかった費用のうち、利用者負担額を除いた金額を、区が利用者に代わって事業者に支払います。

⑤ 利用者負担の仕組み

障害福祉サービスを利用した場合、収入・所得に応じて利用者負担が設定されています。所得に応じて、下表の4区分の負担上限月額が設定され、利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。この負担上限月額と施設等の実費負担額（食費や光熱水費等）が、利用者の負担となります。

区分 (※1)	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区民税非課税世帯	0円
一般1	区民税課税世帯で所得割16万円未満の方(※2)	9,300円
一般2	一般1以外の区民税課税世帯	37,200円

※1 所得区分認定を行う際の世帯の範囲は、障害者本人（配偶者がある場合は配偶者を含む）のみです。

※2 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、区民税課税世帯の場合、「一般2」になります。

※3 児童については、「児童福祉法による障害児通所支援等」における「④利用者負担の仕組み」の表が利用者の負担となります。

（障害福祉課身体障害者支援係・知的障害者支援係・予防対策課精神保健係）

4 児童福祉法による障害児通所支援等

（事業開始 平成24年度）

平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、通所による支援は児童福祉法による「障害児通所支援」に一元化されました。

① 対象者

ア 身体に障害のある児童

イ 知的障害のある児童

ウ 精神に障害のある児童（発達障害のある児童を含む）

エ 難病等により患っている児童

② 対象となるサービス

障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害児について、放課後等に生活能力の向上のために、必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導や、知識技能の付与等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
相談支援	障害児相談支援（障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助）	障害児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との連絡調整などを行うとともに、障害児の通所サービスの内容等を記載した障害児支援利用計画等の作成を行います。

③ 申請から利用までの流れ

ア 申請

どのようなサービスが利用できるか相談し、区に申請をします。

イ 障害児支援利用計画案の提出依頼

区は、申請者に対して、障害児支援利用計画案の提出を依頼します。

ウ 調査

区は、サービスを希望する児童の心身の状況等や利用サービス意向を聴き取ります。

エ 障害児支援利用計画案の作成・提出

申請者からの依頼により、指定障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案を、区に提出します。なお、指定特定相談支援事業所が作成する計画案に代えて、保護者が作成した計画（セルフプラン）を提出することも可能です。

オ 支給決定・受給者証の発行

区において支給の決定がされ、利用者負担上限月額確定後、受給者証が発行されます。

カ 障害児支援利用計画の作成

指定障害児相談支援事業所は、支給決定後に障害児支援利用計画を作成します。

キ サービス利用の契約

利用者は、サービスを提供する事業者と契約を結び、契約内容に基づいたサービスの提供を受けます。

ク 利用者負担額の支払い

利用者は、サービスを利用後、利用者負担額を事業者に支払います。

ケ サービス利用料の支払い

サービスを利用した際にかかった費用のうち、利用者負担額を除いた金額を、区が利用者に代わって事業者を支払います。

④ 利用者負担の仕組み

障害児通所支援を利用した場合、収入・所得に応じて利用者負担が設定されています。所得に応じて、下表の4区分の負担上限月額が設定され、利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分 (※)	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区民税非課税世帯	0円
一般1	区民税課税世帯で所得割28万円未満の方	4,600円
一般2	一般1以外の区民税課税世帯	37,200円

※障害児の保護者の属する世帯で判断します。

(障害福祉課身体障害者支援係・知的障害者支援係・予防対策課精神保健係)

5 障害福祉サービス等の実績

(各年度末現在)

① 居宅介護（ホームヘルプ）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体介護	利用時間	11,667時間	14,526時間	14,300時間	13,532時間	14,821時間
	実利用者数	162人	175人	172人	187人	203人
家事援助	利用時間	8,858時間	8,593時間	8,113時間	7,702時間	7,956時間
	実利用者数	142人	143人	128人	130人	143人
通院等介助	利用時間	4,018時間	3,955時間	3,423時間	3,472時間	3,272時間
	実利用者数	81人	76人	69人	71人	75人

② 重度訪問介護

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用時間	49,888時間	58,064時間	67,255時間	69,726時間	80,230時間
実利用者数	22人	21人	16人	19人	20人

③ 同行援護（平成23年10月から）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用時間	24,511時間	26,629時間	20,136時間	21,865時間	23,533時間
実利用者数	81人	80人	76人	75人	85人

④ 行動援護

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用時間	192時間	236時間	199時間	401時間	431時間
実利用者数	2人	2人	2人	3人	3人

⑤ 重度障害者等包括支援

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
実利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

⑥ 短期入所（ショートステイ）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉型	利用日数	4,562日	4,726日	3,315日	4,400日	4,740日
	実利用者数	127人	142人	72人	80人	100人

医療型	利用日数	294日	265日	221日	203日	142日
	実利用者数	8人	3人	4人	3人	3人

⑦ 療養介護

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用日数	3,775日	4,026日	4,380日	4,380日	4,927日
利用者数(延)/ (実)	11人	11人	12人	12人	14人

⑧ 生活介護

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数 (施設数)	身体障害者	49人 (16か所)	51人 (18か所)	48人 (16か所)	49人 (17か所)	46人 (16か所)
	知的障害者	205人 (76か所)	209人 (78か所)	234人 (83か所)	240人 (86か所)	239人 (86か所)
	精神障害者	1人 (1か所)	2人 (2か所)	4人 (4か所)	5人 (4か所)	6人 (5か所)

⑨ 施設入所支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数 (施設数)	身体障害者	25人 (12か所)	27人 (14か所)	24人 (12か所)	26人 (13か所)	24人 (12か所)
	知的障害者	103人 (52か所)	104人 (53か所)	106人 (53か所)	104人 (52か所)	103人 (53か所)
	精神障害者	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	1人 (1か所)	1人 (1か所)

⑩ 自立訓練

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数 (施設数)	身体障害者	3人 (2か所)	5人 (3か所)	6人 (3か所)	8人 (4か所)	7人 (4か所)
	知的障害者	6人 (3か所)	5人 (2か所)	8人 (4か所)	7人 (5か所)	3人 (2か所)
	精神障害者	10人 (8か所)	12人 (7か所)	26人 (13か所)	32人 (16か所)	34人 (18か所)

⑪ 宿泊型自立訓練

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数 (施設数)	知的障害者	2人 (1か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)
	精神障害者	1人 (1か所)	2人 (2か所)	2人 (2か所)	3人 (2か所)	2人 (2か所)

⑫ 就労移行支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数 (施設数)	身体障害者	6人 (5か所)	9人 (9か所)	4人 (4か所)	10人 (8か所)	13人 (9か所)
	知的障害者	10人 (8か所)	11人 (7か所)	9人 (7か所)	11人 (10か所)	16人 (13か所)
	精神障害者	31人 (17か所)	42人 (27か所)	71人 (43か所)	84人 (39か所)	72人 (38か所)

⑬ 就労継続支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数 (施設数)	身体障害者	10人 (8か所)	12人 (10か所)	10人 (8か所)	12人 (8か所)	12人 (9か所)
	知的障害者	154人 (31か所)	162人 (35か所)	144人 (33か所)	134人 (32か所)	138人 (33か所)
	精神障害者	110人 (34か所)	107人 (32か所)	138人 (40か所)	150人 (48か所)	155人 (50か所)

⑭ 就労定着支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数 (施設数)	身体 障害者	0人 (0か所)	1人 (1か所)	1人 (1か所)	1人 (1か所)	2人 (2か所)
	知的 障害者	2人 (2か所)	5人 (5か所)	4人 (4か所)	3人 (3か所)	5人 (4か所)
	精神 障害者	15人 (6か所)	22人 (12か所)	38人 (19か所)	40人 (23か所)	37人 (21か所)

⑮ 自立生活援助

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数 (施設数)	身体 障害者	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)
	知的 障害者	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)
	精神 障害者	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)

⑯ 共同生活援助（グループホーム）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数 (施設数)	身体 障害者	5人 (1か所)	8人 (3か所)	8人 (4か所)	8人 (4か所)	7人 (3か所)
	知的 障害者	78人 (47か所)	82人 (48か所)	87人 (51か所)	87人 (55か所)	86人 (55か所)
	精神 障害者	31人 (18か所)	39人 (23か所)	49人 (28か所)	55人 (39か所)	65人 (47か所)

⑰ 児童発達支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用児数		188人	203人	236人	247人	275人

⑱ 医療型児童発達支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用児数		3人	4人	1人	0人	1人

⑲ 放課後等デイサービス

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用児数		340人	365人	364人	415人	456人

⑳ 居宅訪問型児童発達支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用児数		0人	2人	7人	7人	8人

㉑ 保育所等訪問支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用児数		0人	1人	6人	8人	21人

㉒ 相談支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域移行支援	実利用者数	6人	2人	2人	1人	0人
地域定着支援	実利用者数	12人	10人	10人	9人	8人
計画相談支援	事業者数	13か所	13か所	13か所	16か所	17か所
	計画作成数	675件	673件	729件	777件	769件
障害児相談支援	事業者数	5か所	5か所	6か所	8か所	8か所
	計画作成数	308件	335件	310件	324件	300件

(障害福祉課障害福祉係・身体障害者支援係・知的障害者支援係・予防対策課精神保健係)

6 障害者基幹相談支援センター

(事業開始 平成 27 年度)

障害者基幹相談支援センターは、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、総合的・専門的な相談対応を行い、自立を支援します。

また、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等により、区内全体の相談支援機能の強化を図る拠点となっています。

① 障害者基幹相談支援センターの主な役割

- ア 総合相談支援体制の構築
- イ 地域移行・地域定着の促進
- ウ 地域の相談支援体制の強化
- エ 権利擁護・虐待防止

② 障害者基幹相談支援センターの概況

- ア 所在地 小日向二丁目 16 番 15 号 文京総合福祉センター 1 階
- イ 電話 5940-2903
- ウ ファックス 5940-2904
- エ 相談受付時間 平日 午前 9 時から午後 6 時
土曜 午前 9 時から午後 5 時
- オ 対象者 ・ 疾病や障害により地域生活に困難を抱えている方とそのご家族
・ 文京区民や関係機関の方
- カ 運営 復生あせび会・文京槐の会共同事業体

③ 総合相談支援業務

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
肢体不自由	93 件	429 件	44 件	24 件	55 件
視覚障害	73 件	55 件	61 件	159 件	312 件
聴覚障害	27 件	4 件	5 件	1 件	4 件
内部障害	10 件	12 件	52 件	150 件	46 件
その他身体障害	145 件	64 件	11 件	179 件	97 件
知的障害	693 件	827 件	1,029 件	647 件	746 件
精神障害	4,099 件	3,131 件	2,998 件	3,943 件	3,331 件
難病	23 件	24 件	4 件	39 件	3 件
不明	600 件	819 件	709 件	555 件	925 件
計	5,763 件	5,365 件	4,913 件	5,697 件	5,519 件

(障害福祉課身体障害者支援係・知的障害者支援係・予防対策課精神保健係)

7 地域生活支援拠点

(事業開始 令和元年度)

地域生活支援拠点は、障害者とその家族が安心して地域に住み続けることができるように、障害の種別にかかわらず、相談支援と地域づくりを主として障害者等の居住支援を行います。

1 地域生活支援拠点の概況及び開所日等

名称	本富士地区 地域生活支援拠点 (令和元年度開設)	駒込地区 地域生活支援拠点 (令和3年度開設)	富坂地区 地域生活支援拠点 (令和3年度開設)	大塚地区 地域生活支援拠点 (令和4年度開設)
所在地	本郷二丁目21番3号 青木ビル1階	千駄木五丁目37番16号 コア・ティー・ケー101号	千石一丁目15番5号 千石文化苑ビル101号	水道二丁目3番17号 グラングスト文京101号
電話	3868-3033	5832-9720	5810-1535	6801-5216
ファックス	3868-3039	5832-9721	6912-1228	6801-5217
メールアドレス	motofuji @kyoten-bunkyo.jp	komagome @kyoten-bunkyo.jp	tomisaka @kyoten-bunkyo.jp	otsuka @kyoten-bunkyo.jp
運営主体	社会福祉法人 本郷の森	特定非営利活動法人 エナジー本舗	社会福祉法人 復生あせび会	社会福祉法人 文京槐の会
開所日	月～金曜日(土曜、日曜、祝日、年末年始は休業)			
開所時間	午前10時～午後5時30分			
対象者	区内在住の障害者及びその家族や関係機関			

2 相談支援実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本富士地区	553件	2,128件	3,182件	3,690件
駒込地区			791件	3,551件
富坂地区			1,271件	4,880件
大塚地区				1,074件
合計	553件	2,128件	5,244件	13,195件

(障害福祉課障害福祉係)

8 本郷福祉センター

(平成16年度開設)

勤労福祉会館内の本郷福祉センターにおいて、障害のある方が地域で社会生活を行えるよう、生活能力に必要な支援や創作活動などを行っています。

若駒の里は、平成24年度より知的障害者通所更生施設から生活介護事業へ、放課後等デイサービスJOYは、平成27年度より障害のある中・高生の居場所対策事業から放課後等デイサービス事業へ移行しました。

名称	文京区立本郷福祉センター
所在地	本駒込四丁目35番15号 勤労福祉会館 2階
電話	3823-8091
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階のうち2階の一部
延床面積	840.86㎡

(1) 生活介護事業(若駒の里)

障害者総合支援法に基づく生活介護事業として、18歳以上の知的障害者を対象に、通所による生活支援、作業訓練等を行っています。

利用定員	30人				
開所日	月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日までは休み）				
開所時間	午前9時30分から午後3時30分まで				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	30人	30人	31人	31人	31人

（障害福祉課知的障害者支援係）

（2）放課後等デイサービス事業（放課後等デイサービス JOY）

（事業開始 平成27年度）

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業として、学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学する障害児を対象（主に中・高生）に、創作活動や余暇活動などを通じて、日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適応に向けた支援を行います。

利用定員(1日当たり)	10人
開所日	月曜日から土曜日（祝日及び12月29日から1月3日までは休み）
開所時間	月曜日から金曜日 午後1時から午後6時30分まで
	土曜日・学校休業日 午前9時から午後5時まで

※学校休業日（春・夏・冬休み、開校記念日、都民の日）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	21人	23人	22人	32人	30人

（障害福祉課障害福祉係）

9 福祉作業所

（昭和41年度開設）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所として、18歳以上の知的障害者及び身体障害者を対象に、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や、仕事をしながら自活に必要な作業知識や技能等を身に付けられるよう支援等を行っています。

① 施設

名称	文京区立大塚福祉作業所	文京区立小石川福祉作業所
所在地	大塚4-50-1	小石川3-30-6
電話番号	3946-5601	3811-1431
利用定員	就労移行支援 6人 就労継続支援B型 54人	生活介護 15人 就労継続支援B型 25人
事務事業移管	昭和55年3月1日	昭和55年3月1日
事業開始年月日	昭和41年4月1日	昭和41年4月1日
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上6階のうち 1、2階の一部分	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階
延床面積	1,095.18㎡	640.10㎡
開所日	月曜日から金曜日まで	

	(祝日及び12月29日から1月3日までは休み)
開 所 時 間	午前9時から午後4時まで

② 利用者数 (各年度末現在)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
利用者数	大塚	就労移行支援	0人	0人	0人	0人	
		就労継続支援B型	64人	52人	51人	47人	44人
	小石川	就労移行支援	0人	0人	0人	—	—
		生活介護	—	—	10人	12人	12人
		就労継続支援B型	34人	37人	26人	24人	24人

※小石川福祉作業所は、令和3年1月1日から就労移行支援を廃止し、生活介護を開始しました。

③ 作業工賃

毎月、利用者の働いた時間及び作業能力に応じて支払います。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実働延人数	大塚	601人	786人	482人	487人	475人
	小石川	312人	569人	321人	254人	268人
支払工賃総額	大塚	6,851,391円	8,159,658円	7,631,244円	7,923,275円	8,208,683円
	小石川	4,432,153円	6,728,840円	4,731,507円	4,132,430円	4,015,322円
1人1月当たり平均	大塚	11,400円	14,240円	15,832円	16,269円	17,281円
	小石川	14,206円	17,432円	14,740円	16,269円	14,983円

(障害福祉課知的障害者支援係)

10 児童発達支援センター

平成27年4月1日から、教育センターにおいて、児童発達支援センター業務(療育)を開始しました。

(1) 児童発達支援(そよかせ)

(事業開始 平成27年度)

児童福祉法に基づき、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある未就学児を対象に、生活指導、集団生活適応指導、機能訓練など、早期に療育を行うことによって、心身の発達を促し社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図ります。

※利用に当たっては受給者証が必要です。

利用日		月曜日～金曜日、第2・4土曜日
利用時間	乳児単独グループ	午前9時30分～午後2時
	単独グループ	
	単独グループ (第2・4土曜日)	午前9時30分～午前11時30分
利用定員(1日あたり)		30人

児童発達支援利用者の状況

乳幼児：年度別入退所状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度当初在籍者数		74人	73人	78人	86人	83人
年度内	入所者数	4人	2人	4人	6人	2人
	延在籍者数	78人	75人	82人	92人	85人
	退所者数	6人	3人	4人	7人	7人
年度末在籍者数		72人	72人	78人	85人	78人

乳幼児：年度別年齢別延在籍者数（各年度4月1日現在の年齢）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～1歳	0人	0人	0人	0人	0人
2歳	6人	7人	7人	7人	7人
3歳	33人	27人	33人	49人	43人
4歳	28人	30人	27人	23人	27人
5歳	11人	11人	15人	13人	8人
計	78人	75人	82人	92人	85人

（教育センター児童発達支援係）

（2）放課後等デイサービス（ほっこり）

（事業開始 平成27年度）

児童福祉法に基づき心身の発達になんらかの遅れや偏りのある就学児（小学生）を対象に、ソーシャルスキルトレーニングや感覚・運動遊び、コミュニケーションの練習など、各クラスにあった活動（集団療育）を行い、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図っています。

※利用に当たっては受給者証が必要です。

利用日		月曜日～金曜日、第2・4土曜日
利用時間	平日	午後2時～午後6時
	第2・4土曜日 学校長期休み	午後1時～午後5時
利用定員（1日あたり）		15人

放課後等デイサービス利用者の状況（平成27年度から教育センターで事業開始）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度当初在籍者数		124人	124人	136人	149人	161人
年度内	入所者数	0人	0人	0人	0人	2人
	延在籍者数	124人	124人	136人	149人	163人
	退所者数	2人	3人	3人	9人	7人
年度末在籍者数		122人	121人	133人	140人	156人

学年別延在籍者数（各年度4月1日現在の学年）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年生	17人	15人	30人	55人	37人
2年生	25人	17人	17人	33人	50人
3年生	28人	24人	17人	17人	31人
4年生	35人	25人	23人	16人	20人
5年生	11人	33人	18人	16人	11人
6年生	8人	10人	31人	12人	14人
計	124人	124人	136人	149人	163人

（教育センター児童発達支援係）

11 障害児への相談支援事業

(事業開始 平成 27 年度) (※旧療育相談事業：事業開始 昭和 50 年 4 月)

(1) 総合相談室

心身障害児の様々な相談に応じるとともに、個々の状態にあわせた専門的な訓練や個別療育を行っています。また、早期発見・早期療育の考え方のもとに心身の発達に遅れがある子どもの相談にも積極的に応じており、適切な療育を提供し、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない相談・支援によって、子どもの健やかな成長を援助していく役割を担っています。

来所による相談は予約が必要ですが、相談は電話等で随時受け付けています。

① 新規相談

新規相談・年齢別件数（乳幼児）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
0 歳	18 件	19 件	19 件	17 件	23 件
1 歳	71 件	67 件	70 件	84 件	73 件
2 歳	68 件	64 件	74 件	105 件	92 件
3 歳	59 件	48 件	49 件	67 件	85 件
4 歳	70 件	70 件	61 件	79 件	56 件
5 歳	48 件	59 件	43 件	57 件	63 件
計	334 件	327 件	316 件	409 件	392 件

新規相談・年齢別件数（学齢期）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学 1 年生	62 件	57 件	48 件	53 件	44 件
2 年生	26 件	22 件	24 件	25 件	39 件
3 年生	14 件	10 件	10 件	13 件	21 件
4 年生	12 件	13 件	8 件	7 件	11 件
5 年生	3 件	4 件	6 件	9 件	9 件
6 年生	1 件	1 件	2 件	2 件	5 件
中学 1 年生	5 件	0 件	0 件	3 件	10 件
2 年生	1 件	0 件	1 件	0 件	2 件
3 年生	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
一般（高校生）	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
計	124 件	107 件	100 件	112 件	143 件

(教育センター総合相談係)

② 専門相談業務

子どもの発達全般に関する相談及び心理検査、報告書作成等の相談事業を行っています。

(延べ件数)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
個別相談等	2,755 件	2,458 件	4,079 件	4,205 件	4,524 件

発達の早期に、親子グループを実施し、発達促進的働きかけや保護者の養育スキルの向上を図ることで、障害の予防・軽減を図ります。(延べ件数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
早期親子グループ	836件	907件	572件	1,165件	1,304件

(教育センター総合相談係)

③ 機能訓練業務

区内在住の障害のある子ども及び心身の発達に遅れがあって、個別療育が必要な子どもに対して、理学療法・作業療法・言語療法・心理個別療育・SSTグループ療育等を行っています。

年度別延べ訓練回数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
理学療法	乳幼児	763回	825回	693回	660回	733回
	学齢期	47回	49回	33回	63回	49回
作業療法	乳幼児	1,253回	1,504回	1,385回	1,590回	1,616回
	学齢期	471回	403回	263回	411回	359回
言語療法	乳幼児	2,346回	2,688回	1,999回	2,507回	2,629回
	学齢期	387回	409回	283回	314回	221回
心理個別	乳幼児	1,108回	1,172回	1,010回	1,360回	1,348回
	学齢期	130回	118回	68回	72回	73回
SSTグループ	乳幼児	266回	262回	164回	177回	128回
	学齢期	26回	0回	0回	0回	0回

(教育センター総合相談係)

④ 医師による相談

教育センターを利用する子どもとその家族に対し、必要に応じて、医師による専門相談を行っています。

相談の種類	内 容	相談回数
小児科	発達、障害、医療に関する相談・助言	月2～3回
精神科	発達、障害、心理及び情緒面に関する相談・助言	月2～3回
整形外科	運動発達の遅れ、身体の障害に関する相談・助言	月1～2回

年度別 専門相談件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小児科	85件	111件	35件	31件	22件
精神科	69件	70件	87件	68件	57件
整形外科	24件	20件	24件	27件	23件
計	178件	201件	146件	126件	102件

(教育センター総合相談係)

(2) 発達支援巡回相談

(事業開始 平成 24 年 4 月)

保育園・幼稚園・育成室に在籍する子ども達の健やかな育ちに向けて、心理士、作業療法士等の専門職員が訪問し、保育内容の充実や保育上の必要な配慮について、保育士や教員、育成室職員等へ助言を行います。また、希望により訪問した園で保護者相談にもあたっています。(平成 29 年度より育成室巡回相談を合算)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設数	109 か所	116 か所	143 か所	145 か所	154 か所
巡回相談回数	460 回	484 回	417 回	520 回	557 回

(教育センター総合相談係)

(3) 障害児相談支援事業及び特定相談支援事業

(平成 24 年 4 月から児童福祉法及び障害者自立支援法(平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に改正)上の事業として実施)

障害児通所支援利用前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行い、定期的にモニタリングを行います。また、障害児やその保護者に対して相談、情報提供、助言を行います。

障害児支援利用計画作成数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新規	250 件	278 件	271 件	382 件	241 件
継続	240 件	224 件	233 件	205 件	172 件
計	490 件	502 件	504 件	587 件	413 件

令和 3 年度に放課後等デイサービスの受給者証更新月を全員 3 月更新から、誕生月更新にしたため、令和 3 年度の新規の件数が増加しました。(教育センター総合相談係)

12 通所施設事業

(1) 日中活動系サービス推進事業

障害者総合支援法で定めている生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を実施する社会福祉法人等に対して、運営費の一部を補助しています。

(令和 4 年度補助対象事業所)

施設名(運営主体)	実施事業	住所
は〜と・ピア (社会福祉法人文京槐の会)	生活介護	大塚四丁目 21 番 8 号
は〜と・ピア 2 (社会福祉法人文京槐の会)	生活介護 就労移行支援	小石川四丁目 4 番 5 号
ワークショップやまどり (社会福祉法人山鳥の会)	生活介護 就労継続支援 B 型	弥生二丁目 9 番 6 号
工房わかぎり (社会福祉法人わかぎり)	就労継続支援 B 型	春日二丁目 19 番 3 号

銀杏企画 (社会福祉法人本郷の森)	就労継続支援 B 型	本郷五丁目 25 番 8 号
銀杏企画Ⅱ (社会福祉法人本郷の森)	就労継続支援 B 型	本郷三丁目 16 番 4 号
銀杏企画三丁目 移行分室 (社会福祉法人本郷の森)	就労移行支援	本郷三丁目 37 番 1 号
銀杏企画三丁目 (社会福祉法人本郷の森)	就労継続支援 B 型	本郷三丁目 29 番 6 号
アビーム (社会福祉法人復生あせび会)	就労継続支援 B 型	千石四丁目 37 番 4 号
ワークプレイスぶんぶん (社会福祉法人武蔵野会)	就労継続支援 A 型・B 型	小日向二丁目 16 番 15 号
ベジティア (特定非営利活動法人シンビオシス)	就労継続支援 A 型	本郷一丁目 10 番 14 号
ふる里学舎本郷 (社会福祉法人佑啓会)	就労継続支援 B 型	本郷二丁目 21 番 7 号
生活介護みらいコンパス根津 (一般社団法人みらいコンパス)	生活介護	根津二丁目 14 番 11 号

(障害福祉課障害者施設担当・予防対策課精神保健係)

(2) 地域活動支援センター

障害者の地域社会における自立生活を支援するために、創作活動や相談支援等を行い、交流の場を提供します。

(令和 4 年度対象事業所)

施設名(運営主体)	住 所
文京地域生活支援センター あかり (社会福祉法人 復生あせび会)	千石四丁目 27 番 12 号
エナジーハウス (特定非営利活動法人 エナジー本舗)	千駄木五丁目 10 番 8 号
地域活動支援センター みんなの部屋 (公益財団法人 東京カリタスの家)	関口三丁目 16 番 15 号
マイポジション (社会福祉法人 武蔵野会)	小日向二丁目 16 番 15 号
アンビション文京 (特定非営利活動法人 特別支援教育研究会)	小石川二丁目 6 番 5 号
地域活動支援センター ぱれっと (社会福祉法人 文京槐の会)	大塚四丁目 21 番 8 号

(障害福祉課障害者施設担当・予防対策課精神保健係)

13 手当等の支給

(1) 心身障害者福祉手当

心身に重い障害のある方に対し、自立した地域生活を送るための一助となるよう支給されるもので、次の種類があります。

① 特別障害者手当(国の制度)(事業開始 昭和 61 年度)

- ・対 象：20 歳以上で、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方(おおむね身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度程度で重複障害の方、又は重い精神障害・疾病の方)

- ・対象外：施設入所者、病院・診療所に継続して3か月を超えて入院している方、本人又は扶養義務者の所得が一定額以上ある方
- ・手当額：月額 27,980 円（令和5年4月より月額改定）
- ・支払月：2月・5月・8月・11月

② 障害児福祉手当（国の制度）（事業開始 昭和61年度）

- ・対象：20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方（身体障害者手帳1・2級の一部の方、愛の手帳1・2度の方、精神障害・疾病で同程度の方）
- ・対象外：施設入所者、本人又は扶養義務者の所得が一定額以上ある方、障害を事由とする年金受給者
- ・手当額：月額 15,220 円（令和5年4月より月額改定）
- ・支払月：2月・5月・8月・11月

③ 経過措置の福祉手当（国の制度）（事業開始 昭和61年度）

- ・対象：現在、経過措置として受給されている方（新規の申請はできません。）
- ・対象外：施設入所者、本人又は扶養義務者の所得が一定額以上ある方、特別障害者手当受給者、障害を事由とする年金受給者
- ・手当額：月額 15,220 円（令和5年4月より月額改定）
- ・支払月：2月・5月・8月・11月

①～③の支給状況

支給人員（延）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1,693人	1,609人	1,522人	1,551人	1,562人
特別障害者手当	1,187人	1,168人	1,157人	1,197人	1,223人
障害児福祉手当	482人	417人	341人	329人	327人
経過措置の福祉手当	24人	24人	24人	25人	12人

④ 東京都重度心身障害者手当（都の制度）（事業開始 昭和48年度）

- ・対象：東京都内に住所があり、重度の障害で在宅の方（所得制限があります。）
- ・手当額：月額 60,000 円

※重度の障害とは、身体障害者手帳などの診断とは別の観点で、特に重いと診断されるものです。これは、障害の程度が将来にわたって固定し、その障害そのものも、また、その障害が原因になって引き起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの乏しい方が対象になります。ただし、施設に入所している方及び3か月を超えて入院している方を除きます。

受給者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	68人	70人	68人	68人	65人

① 心身障害者等福祉手当（区の制度）（事業開始 昭和 49 年度）

対 象	・身体障害者手帳 1・2 級の方 ・愛の手帳 1～3 度の方 ・脳性麻痺の方 ・進行性筋萎縮症の方	・身体障害者手帳 3 級の方 ・愛の手帳 4 度の方	特殊疾病の方
手当額	月額 15,500 円	月額 13,500 円	月額 15,500 円
支払月	4 月・8 月・12 月		

※ただし、障害者手帳の交付を受けた年齢又は特定医療費（指定難病）受給者証の申請をした年齢が 65 歳以上の方、本人もしくは扶養義務者等の所得が限度額を超える方、児童育成手当（66 ページ参照）の障害手当を受給している方及び施設に入所している方を除きます。

受給者数(延)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	28,999 人	28,273 人	27,965 人	27,979 人	27,954 人

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

◆ (2) 精神障害者福祉手当 ◆

（事業開始 平成 29 年度）

精神に障害のある方（精神障害者保健福祉手帳 1 級）に対し、区独自の手当を支給することで、生活の安定を支援します。

- ・対 象：文京区内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ・対象外：本人もしくは扶養義務者の所得が限度額を超える方、文京区心身障害者等福祉手当を受給している方、児童育成手当（障害手当）を受給している児童、施設に入所している方、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた年齢が 65 歳以上の方
- ・手当額：月額 10,000 円
- ・支払月：4 月・8 月・12 月

受給者数(延)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	91 人	99 人	116 人	120 人	121 人

（予防対策課精神保健係）

◆ (3) 東京都心身障害者扶養共済制度 ◆

（事業開始 平成 20 年度）

この制度は、障害者を扶養する保護者に万一のことがあったときに、残された障害者の将来に対して保護者が抱く不安を軽くし、障害者の生活の安定と福祉の向上を図っていくものです。

保護者が死亡又は重度障害となったときに、残された障害者の方に、加入 1 口当たり毎月 2 万円の年金が終身にわたって支給されます。

なお、障害者 1 人につき、2 口まで加入できます。

- ・対 象：ア 知的障害者
 イ 身体障害者であって、その等級が1級から3級までに該当する方
 ウ 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が上記ア又はイと同程度と認められる方（例えば、精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）
- ・加入資格：ア 障害者を現に扶養している保護者であること
 イ 東京都内に住所があること
 ウ 加入年度の初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること
 エ 特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態であること
- ・掛 金：保護者の加入時年齢により月額 9,300～23,300 円

（各年度末現在）

加入者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	12人	15人	16人	20人	22人

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

（4）重度障害者特別給付金

（事業開始 平成20年度）

重度障害者の方で、日本国籍を有していなかったため、国民年金に加入することができず、障害基礎年金等を受けられなかった特別永住者の方に支給します。

- ・対 象：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級で、次のいずれにも該当する方
 ア 昭和57年1月1日より前に20歳に達している方
 イ 昭和57年1月1日より前に重度障害者であった方又は同日以降に重度障害者となり、その障害の発生原因の初診日が20歳以後で、同日前の方
- ・対象外：公的年金を受給している方、生活保護を受けている方、区に外国人登録等をした日から2年を経過していない方、本人及び扶養義務者等の所得が限度額を超える方
- ・手当額：月額 30,000 円
- ・支払月：4月・8月・12月

受給者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	0人	0人	0人	0人	0人

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

14 障害者の医療費助成

（1）自立支援医療（更生医療）の給付

（事業開始 昭和48年度）

身体障害者の職業能力を高め、又は日常生活を容易にするために障害程度を軽減したり、進行を防ぐことが可能と認められる特定の手術等の医療費の助成を行う制度です。

障害の部位ごとに医学的処置や手術及びその他の治療が特定されており、各都道府県から更生

医療機関として指定を受けた病院・薬局にのみ適用されます。申請後、都の判定等を受けて開始となります。

給付人数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	167 人	188 人	197 人	205 人	194 人

(障害福祉課身体障害者支援係)

(2) 自立支援医療（育成医療）の給付

(事業開始 昭和 29 年度)

保護者が文京区に住所を有する 18 歳未満の児童で、身体に障害を有する方又はこれを放置すると将来障害を残すと認められる方で、手術等によって障害の改善が見込まれる方を対象に指定医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行います。給付内容は、①診察②薬剤又は治療材料の支給③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術④居宅における療養上の管理及び療養に伴う世話、その他の看護⑤病院又は診療所への入院、移送等です。

給付人数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	13 人	1 人	6 人	3 人	2 人

(健康推進課健康増進係)

(3) 自立支援医療（精神通院）の給付

(事業開始 昭和 41 年度)

障害者総合支援法では、精神障害者の福祉の増進を目的として、精神疾患の通院医療に必要な費用の 100 分の 90 に相当する額の給付を行います。予防対策課及び保健サービスセンター本郷支所で申請を受け付け、東京都で審査を行い、認定された方に受給者証を交付します。受給者証は 1 年ごとに更新する必要があります。なお、所得状況に応じて負担軽減の制度があります。

給付人数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	3,063 人	3,275 人	1,685 人	3,661 人	3,652 人

※令和 2 年度の実績は、新型コロナウイルス感染症発生の影響により、受給者証の有効期間が 1 年延長された措置によるものです。

(予防対策課精神保健係)

(4) 心身障害者医療費の助成（マル障）

(事業開始 昭和 44 年度)

医療保険を使って病院や診療所等で診療、薬剤の支給等を受けた場合に、自己負担分から一部負担金を差し引いた額を助成します。

- ・対象：ア 身体障害者手帳 1・2 級（内部障害を含む 3 級）
イ 愛の手帳 1・2 度
ウ 精神障害者保健福祉手帳 1 級（平成 31 年 1 月 1 日開始）
- ・対象外：健康保険に未加入の方、生活保護受給中の方、本人（20 歳未満は、被保険者又は世帯主）の所得が限度額を超えている方、重度障害者になった年齢が 65 歳以上である方等。
- ・助成の範囲：ア 住民税が課税されている方・健康保険の自己負担分から一部負担金を除いた額
イ 住民税が非課税の方・健康保険の自己負担分

(各年度末現在)

受給者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1,243人	1,248人	1,237人	1,225人	1,230人

(障害福祉課障害者在宅サービス係・予防対策課精神保健係)

15 補装具費の支給・日常生活用具の給付等

(1) 補装具費の支給

(事業開始 昭和25年度)

身体障害者手帳の交付を受けた方や難病等により患されている方に、必要に応じ、身体機能を補完し、又は代替する次の補装具の購入等にかかる費用を助成します。

対象者	品名
視覚障害者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由者・児	義手、義足、上肢装具、下肢装具、体幹装具、靴型装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児（18歳未満）	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内部障害者	車椅子

※費用は、本人・配偶者又は保護者の所得に応じて、一定の自己負担があります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付件数	購入	151件	147件	142件	170件	149件
	修理	100件	127件	95件	101件	106件

(障害福祉課身体障害者支援係・予防対策課精神保健係)

(2) 日常生活用具の給付・住宅設備改善費・点字図書の給付

身体障害者手帳の交付を受けた方や難病等により患されている方で、在宅の重度の障害者が日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付、住宅設備改善に要する費用及び点字図書の給付の一部を助成する制度です。

① 日常生活用具の給付（事業開始 昭和44年度）

特殊寝台等47種目（令和4年4月現在） 障害の程度により給付

日常生活用具給付状況

(単位：件)

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
No.	給付用具					
1	特殊寝台	3	5	1	2	3
2	特殊マット	4	5	1	2	2
3	特殊尿器					
4	入浴担架	1			2	
5	体位変換器	1		1	1	
6	移動用リフト	1	1		2	

7	訓練用いす				1	
8	入浴補助用具	2	6	2	10	2
9	T字状・棒状のつえ	1	2	1	5	2
10	移動・移乗支援用具	1	1	2	7	5
11	頭部保護帽	3	5	5	6	4
12	便器				1	
13	特殊便器			1		
14	火災警報器		1	1	1	
15	自動消火器					
16	ガス安全システム					
17	電磁調理器	2	1	4	2	2
18	音響案内装置	2	6	1	3	3
19	音響案内装置（受信機）					
20	会議用拡聴器	1				
21	音声式体温計	3	1	11	5	1
22	音声式体重計	2	3	5	2	4
23	音声式血圧計（平成28年度から）		4	1	2	1
24	携帯用会話補助装置			1	2	2
25	情報・通信支援用具	10	9	7	11	2
26	点字ディスプレイ	5	4	4	7	1
27	点字器	4	2	3	3	1
28	点字タイプライター		1	1	4	
29	ポータブルレコーダー	12	7	6	5	6
30	視覚障害者用音声拡大読書器	14	3	5	12	4
31	視覚障害者用時計	7	9	6	3	8
32	携帯用信号装置					
33	活字文書読上げ装置					1
34	聴覚障害者用通信装置	4	3	1		
35	音声式読取器	2	1	1	1	2
36	情報受信装置					
37	人工喉頭	10	28	34	26	6
38	ストーマ用装具	1,401	1,369	1,334	1,346	1,363
39	フラッシュベル					
40	聴覚障害者用屋内信号装置		4	1	1	2
41	透析液加温器	6	2	5	3	3
42	動脈血中酸素飽和測定器		2		5	1
43	ネブライザー（吸入器）	5	5	3	3	1
44	電気式たん吸引器	7	11	7	6	11
45	紙おむつ等	188	187	173	169	189
46	収尿器					
47	ポータブル電源（令和4年度から）					5
合計		1,702	1,688	1,631	1,661	1,637

（障害福祉課身体障害者支援係・予防対策課精神保健係）

② 住宅設備改善（事業開始 昭和44年度 ※昇降機は平成29年度から実施）

浴室、便所、玄関、台所等の住宅改善費助成

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小規模改修	3件	0件	0件	1件	0件
中規模改修	2件	1件	0件	1件	0件
屋内移動設備	0件	0件	0件	0件	0件
昇降機	1件	1件	1件	0件	0件

（障害福祉課身体障害者支援係・予防対策課精神保健係）

③ 点字図書の給付（事業開始 平成4年度）

情報の入手を点字に頼っている視覚障害者に点字図書の給付を行っています。ただし、一

般図書購入価格相当額は、自己負担となります。

給付件数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	7件	2件	4件	2件	2件

(障害福祉課身体障害者支援係)

(3) 小児慢性特定疾病児童の日常生活用具給付

(事業開始 平成28年度)

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に、日常生活用具の給付を行っています。ただし、用具には給付条件があります。また、世帯の収入に応じて、費用の負担があります。

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電動式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)、人工鼻

① 給付状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電動式たん吸引器	0件	0件	0件	2件	1件
人工鼻	1件	1件	1件	1件	0件
入浴補助用具	1件	0件	0件	0件	0件
ネブライザー(吸入器)	0件	0件	0件	1件	0件
ストーマ装具(消化器系)	0件	0件	0件	0件	1件

(予防対策課精神保健係)

(4) 中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費の助成

(事業開始 平成25年度)

18歳未満で、身体障害者手帳の交付を受けることができる聴力ではない中等度難聴の方に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

① 対象者

ア 区内に居住していること

イ 18歳未満の児童であること

ウ 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けることができる聴力ではない方

エ 両耳の聴力レベルが、おおむね30dB以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等、一定の効果が期待できると医師が判断する方であること

※ 対象児童及び対象児童の属する世帯の他の世帯員に、一定所得以上の方がいる場合は、助成金交付の対象外となります。

② 給付件数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6件	2件	6件	3件	2件

(障害福祉課身体障害者支援係)

(5) 補助犬の給付（都の制度）

（事業開始 盲導犬…昭和 44 年度、 補助犬…平成 16 年度）

身体障害者手帳を所持し、以下の事項に全て該当する方は、補助犬給付の申請ができます。ただし、給付される犬に限りがあります。

- ① 対象者 都内に居住する満 18 歳以上の在宅の身体障害者で、次の要件を備えている方
 - ア 身体障害者手帳を所持し、次に掲げる障害をお持ちの方
視覚障害 1 級（盲導犬）、肢体不自由 1・2 級（介助犬）、聴覚障害 2 級（聴導犬）
 - イ 都内におおむね 1 年以上居住していること。
 - ウ 世帯全体にかかる所得税課税額の平均月額が 77,000 円未満であること。
 - エ 居住している家屋の所有者・管理者の承諾を得られること。
 - オ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。
 - カ 社会活動への参加に効果があると認められること。

② 費用

無料。ただし、飼育費は自己負担

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
盲導犬	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
介助犬	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
聴導犬	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

（障害福祉課身体障害者支援係）

(6) 心身障害者（児）紙おむつ支給

（事業開始 平成 12 年度）

在宅で寝たきり又は失禁状態にあり、現におむつを使用している方に紙おむつを支給することにより、経済的負担の一部を軽減します。

① 対象者

満 4 歳以上満 64 歳以下で次のいずれかに該当する方

（日常生活用具としての紙おむつ給付対象者、生活保護法のおむつに関する一時扶助対象者、障害者支援施設等入所者等を除く。）

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている方
- イ 愛の手帳の交付を受けている方

② 支給額 月額 6,500 円を限度

③ 支給方法 （令和 3 年度より支給方法を変更しました。）

ア カタログによる現物支給

1 か月に 1 回、区と契約した事業者が利用者の自宅等に紙おむつ類を配送します。

イ 費用助成

紙おむつの持ち込みができない病院やグループホーム等に入院、入所している場合は、紙おむつ費用を助成します。

(各年度末現在)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
登録者数	支給券 139 人 費用助成 74 人	支給券 137 人 費用助成 77 人	支給券 136 人 費用助成 90 人	支給 203 人 費用助成 18 人	支給 227 人 費用助成 19 人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

16 在宅福祉サービス等

(1) 重度脳性麻痺者介護事業

(事業開始 昭和 49 年度)

① 対象者

20 歳以上の脳性麻痺者で身体障害者手帳 1 級を所持し、単独で屋外活動をすることが困難な方（短期入所を除く障害福祉サービス等の利用決定又は介護保険制度における訪問介護、通所介護のサービスを受けている場合は除く。）

② 介護人 障害者本人が推薦した親、子、兄弟姉妹、又は配偶者

③ 介護の回数 月 12 回以内

派遣回数（延）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	936 回	861 回	989 回	1,008 回	874 回

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(2) 在宅心身障害者（児）緊急一時介護委託費助成

(事業開始 平成 14 年度)

障害者・児を日常的に介護している同居の家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を助成します。

① 対象者

日常生活において、家庭で常時介護を受けている身体障害者手帳 1・2 級（上肢、下肢、体幹又は運動機能障害）、愛の手帳 1～4 度

（ただし、障害者総合支援法による重度訪問介護サービスを受けている方及び介護保険法による居宅サービスを受けることができる方は除く。）

② 助成要件

家族の疾病、出産又は事故

家族の 4 親等以内の血族、姻族の冠婚葬祭

家族の休養

その他（学校行事等）

③ 介護人

対象者又はその家族の選定した者

(ただし、対象者の配偶者、直系血族又は対象者の住所と同一の住所の親族を除く。)

助成者数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	19 人	20 人	16 人	17 人	16 人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

◆ (3) 心身障害者（児）短期保護事業 ◆

(事業開始 昭和 52 年度)

障害者・児の介護に当たっている家族が、疾病・事故・冠婚葬祭・出産・学校行事・休養等の理由で介護を行うことが困難なとき、家族に代わり保護する制度です。

① 対象者 身体障害者手帳 1～3 級、愛の手帳 1～4 度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方等

② 利用可能時間 疾病・事故などによる入院又は通院 年間 300 時間

出産 年間 348 時間

冠婚葬祭・学校行事・休養等 年間 200 時間

※この事業は、社会福祉法人文京槐の会に委託しています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用回数	日中利用	1,398 回	1,299 回	959 回	1,150 回	1,033 回
	宿泊	108 泊	111 泊	73 泊	82 泊	112 泊

(障害福祉課障害福祉係)

◆ (4) 意思疎通支援事業 ◆

(事業開始 手話通訳者派遣・・・昭和 63 年度、要約筆記者派遣・・・平成 19 年度)

聴覚障害者及び音声・言語機能障害者の社会参加促進のために、手話通訳者・要約筆記者を派遣する制度です。

① 対象者

ア 聴覚及び音声・言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

イ 聴覚障害者団体

② 派遣回数

派遣依頼回数の制限はありません。

ア 登録手話通訳者派遣（1 回は 3 時間を単位とします。令和 5 年度より、初回及び継続について 1 時間を単位とします。）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
派遣回数 (延)	初回	654 回	652 回	363 回	466 回	540 回
	継続	40 回	97 回	22 回	29 回	47 回

イ 委託団体手話通訳者派遣

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
時間		44 時間	1 時間	46 時間	42 時間	130 時間

ウ 要約筆記者派遣（個人派遣は、1 時間を単位とし、広域グループ派遣は、利用延人数を単位とします。平成 28 年度より、時間を単位とします。）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件数/時間		116 時間	122 時間	18 時間	35 時間	114 時間

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(5) 救急代理通報システム事業

(事業開始 令和5年度)

家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、若しくは、家庭内で火災が発生し、住宅用火災警報器が作動した場合に、専用通報機器を用いて、区が契約している民間の警備会社を通じて東京消防庁へ救急要請をすると同時に、駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行います。

※重度身体障害者等救急直接通報システム事業が令和4年度で終了し、令和5年度より、新たに重度身体障害者等救急代理通報システム事業として、開始しています。

対象者は、満18歳以上64歳以下の重度の身体障害の方又は特殊疾病の方で、いずれもひとり暮らし又はこれに準ずる世帯の方

利用世帯数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	3世帯	3世帯	2世帯	2世帯	1世帯

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(6) 住宅火災直接通報システム事業

(事業開始 平成12年度)

家庭内で発生した火災を東京消防庁に自動通報することにより、重度心身障害者の生活の安全を確保します。

※令和4年度で終了し、令和5年度より、新たに重度身体障害者等救急代理通報システム事業として、開始しています。

対象者は、満18歳以上64歳以下の重度の身体障害又は知的障害の方で、ひとり暮らし等のため緊急時の対応が困難な方

利用世帯数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯	0世帯

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(7) 自動火災報知器の設置

(事業開始 昭和57年度)

火災やガス漏れを早期に発見し、ブザー音により近隣の人に知らせ、災害拡大防止を図るため、重度ひとり暮らし障害者世帯又はこれに準ずる世帯を対象に設置しました。

利用世帯数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯

※新規設置は、平成16年度をもって終了しました。

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(8) 心身障害者(児) 布団乾燥消毒・丸洗い

(事業開始 昭和53年度)

① 内容

寝たきりの障害者の寝具を年11回(丸洗い2回、乾燥消毒9回)実施します。

② 対象者

次の4つの要件全てに該当する64歳以下の方

- ア 重度の心身障害者であること（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、特殊疾病）
- イ 寝たきりの状態にあること
- ウ 陽光による寝具の乾燥が困難であること
- エ 文京区心身障害者等福祉手当又は文京区児童育成手当の障害手当を受給していること

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数 (延)	乾燥消毒	10回	19回	32回	34回	35回
	丸洗い	2回	4回	7回	8回	8回

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(9) 心身障害者（児）理美容サービス

(事業開始 昭和51年度・平成14年度から美容サービス開始)

① 内容

外出困難な障害者の自宅に、2か月に1回の割合で理容師・美容師が訪問します。

② 対象者 次の3つの要件全てに該当する64歳以下の方

- ア 重度の心身障害者であること（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、特殊疾病）
- イ 座位を保てない状態にあること
- ウ 介助があっても最寄りの理容店・美容店に外出することが困難であること

利用者数(延)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	50人	66人	60人	63人	55人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(10) 身体障害者巡回入浴サービス事業

(事業開始 平成12年度)

介助があっても、家庭や公衆浴場での入浴が困難な重度の身体障害者の方に対し、巡回入浴車による入浴サービスを提供します。利用者及びその扶養義務者の方に、それぞれの所得に応じて利用料をお支払いいただきます。

対象者は、身体障害者手帳1・2級の肢体又は体幹機能障害者で親族等の介助があっても入浴が困難な方（介護保険法の要介護認定、要支援認定を受けた者又は他の入浴事業の利用ができる者を除く。）

利用者数(延)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	615人	744人	591人	554人	572人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(11) 軽度障害者入浴サービス事業

(事業開始 昭和53年度)

身体の軽度な障害や変形のため、公衆浴場の利用が困難で、本人又は家族等の介助により自主通所、自主利用が可能な方を対象に、文京総合福祉センター3階にて週2回まで浴室の提供

を行っています。

利用状況

利用者数(延)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	179人	193人	236人	256人	164人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(12) 日中短期入所事業

(事業開始 平成18年度)

短期入所施設において、宿泊を伴わない日中に、入浴・排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

利用回数(延)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	810回	671回	493回	922回	954回

(障害福祉課身体障害者支援係・知的障害者支援係・予防対策課精神保健係)

(13) 精神障害者地域安心生活支援事業

精神障害者が安心して地域生活を送ることができるように支援することを目的として、各種事業を行っています。

① 緊急時電話相談支援事業 (事業開始 平成24年度/事業名称変更 令和3年度)

精神障害者等からの緊急時の電話相談に対応し、相談支援を行います。

対 象	区内在住の精神障害者とその家族
費 用	無料

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実績(延)	7,663件	8,988件	7,371件	7,090件	9,035件

② 緊急時ショートステイ事業 (事業開始 平成24年度)

精神障害者の同居家族が入院等により不在、病気事故等により本人の介護できなくなったとき、家族から離れることが適当と判断されたとき等に緊急一時的な宿泊場所を提供し、支援を行います。また、利用後も継続して、生活支援を行います。

対 象	区内在住の精神障害者 *原則は、事前登録必要
費 用	無料 *ただし、食費・リネン費などの実費は利用者負担

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実績(延)	164日	132日	127日	158日	151日

③ 地域生活体験事業 (事業開始 平成24年度)

家族と同居する精神障害者が将来の自立した生活に向けて、一定期間生活体験することについて支援を行います。また、利用後も継続して、生活支援を行います。

対 象	区内在住の精神障害者 *原則は、事前登録必要
費 用	無料 *ただし、食費・リネン費などの実費は利用者負担

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用実績 (延)	46 日	35 日	16 日	6 日	26 日

(障害福祉課障害福祉係)

(14) 精神障害者地域生活安定化支援事業

(事業開始 平成 23 年度)

未治療や治療中断のおそれのある精神障害者を対象として、病状悪化を未然に防止することを目的に、通院同行や服薬見守り及び生活支援を行います。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用実績(延)	32 人	32 人	26 人	21 人	20 人
利用実績 (延支援回数)	3,304 回	2,982 回	2,018 回	2,372 回	3,071 回

(予防対策課精神保健係)

(15) 精神障害者単身生活サポート事業

(事業開始 平成 26 年度)

グループホームを退所後、区内において単身生活を希望する精神障害者を対象として、住居の確保や入居後の相談及び生活支援等を行います。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用実績(延人数)	3 人	3 人	7 人	8 人	7 人
利用実績(延支援回数)	15 回	150 回	567 回	382 回	260 回

(予防対策課精神保健係)

(16) 医療的ケア児在宅レスパイト事業

(事業開始 平成 30 年度)

在宅で生活する医療的ケア児の健康保持や、介護する同居の保護者等の介護負担の軽減を図るため、訪問看護ステーションから自宅に看護師又は准看護師を派遣し、一定時間、医療的ケア等を行います。

① 対象者

以下のいずれにも該当する方

ア 区内に住所を有し、かつ居住の実態がある方

イ 満 18 歳に達した日の属する年度の末日に到達していない方

ウ 以下に規定する医療的ケアのうち、1 つ以上のケアを受けている方

(重症心身障害児に該当し、看護師等による以下に含まれない服薬管理等の医療的ケアが必要であると認められる方を含む)

(1) 人工呼吸器管理※1

(2) 気管内挿管、気管切開

(3) 鼻咽頭エアウェイ

(4) 酸素吸入

(5) 6 回/日以上頻回の吸引

(6) ネブライザー 6 回/日以上又は継続使用

(7) 中心静脈栄養 (IVH)

(8) 経管栄養 (経鼻・胃ろうを含む)

- (9) 腸ろう・腸管栄養
- (10) 継続する透析（腹膜灌流を含む）
- (11) 3回／日以上での定期導尿※2
- (12) 人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP等を含む

※2 人工膀胱を含む

- エ 保護者等による在宅介護を受けている方
- オ 訪問看護により医療的ケアを受けている方

② 派遣回数

年度（4月～翌年3月）の間に144時間を上限（1回2～4時間）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数（延）	52回	72回	45回	107回	81回

（障害福祉課身体障害者支援係）

17 社会参加の促進

(1) 障害者・児移動支援事業

（事業開始 平成18年度）

社会生活上の必要な外出、余暇活動等の社会参加の外出について、介護支援を行うものです。

① 対象者

肢体不自由1級で車椅子常用の方、視覚障害1・2級の方、身体障害者手帳の交付を受けた児童、知的障害者・児、精神障害者・児、難病等患者・児

実利用者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	336人	334人	293人	325人	345人

（障害福祉課身体障害者支援係・知的障害者支援係・予防対策課精神保健係）

(2) 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」

（事業開始 昭和51年度）

心身に障害のある方々の日頃の趣味を活かした絵画・写真・手芸等の作品を一堂に集めて、毎年1回展示会を開催していましたが、国際障害者年を契機に内容を充実し、障害のある人もない人もともにふれあい、交流を深めていただくため、昭和56年度から、障害者週間（12月3日から12月9日まで）を記念して、名称を「ふれあいの集い」と改めて、作品展を開催しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
作品展示数	1,293点	1,256点	1,232点	1,037点	1,064点
入場者数	2,989人	2,506人	1,545人	1,875人	2,318人

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

(3) 心身障害者（児）レクリエーション

（事業開始 昭和 44 年度）

心身の障害のために、日頃行楽の機会が少ない障害者の方を、年 1 回、バス旅行に招待しています。

① 対象

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方

② 実施方法 日帰りバス旅行で、障害者の方を招待（定員 400 名程度）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
行 先	埼玉 サイボク 鉄道博物館	千葉 鴨川シーワールド	中止	中止	すみだ水族館
参加者数	279 人	313 人	0 人	0 人	139 人

※令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止しました。

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

(4) 福祉タクシー事業

（事業開始 昭和 52 年度）

① 内容

身体障害者等の社会生活の利便を図るとともに、安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券（4,100 円/月）を交付しています。

② 対象者

愛の手帳 1・2 度、視覚障害 1・2 級、下肢・体幹機能障害 1～3 級、内部障害 1・2 級、移動機能障害 1・2 級、平衡機能障害 3 級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、福祉手当（区制度）対象となる特殊疾病に罹患し、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する重症認定患者等の方々です（本人等の所得が限度内であること）。

※自動車燃料費助成との選択となります。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延べ 利用 件数	500 円券	—	—	—	—	88,035 枚
	300 円券	122,745 枚	116,143 枚	132,005 枚	149,581 枚	—
	100 円券	97,344 枚	90,631 枚	117,662 枚	82,200 枚	82,304 枚
利用者数		1,837 人	1,830 人	1,915 人	1,759 人	1,708 人

※令和 4 年度より、300 円券から 500 円券に変更となりました。

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

(5) 自動車燃料費助成事業

（事業開始 平成 22 年度）

① 内容

身体障害者等の社会生活の利便を図るとともに、安心して外出ができるようにするため、自動車燃料費（4,100円/月）を助成します。

② 対象者

愛の手帳1・2度、視覚障害1・2級、下肢・体幹機能障害1～3級、内部障害1・2級、移動機能障害1・2級、平衡機能障害3級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、福祉手当（区制度）対象となる特殊疾病に罹患し、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する重症認定患者等の方々です（本人等の所得が限度内であること）。

対象者の条件に加え、障害者本人又は障害者本人と生計を一にする区内に住所を有する家族の所有する自動車（二輪のものを除く）を障害者本人又は障害者本人と生計を一にする区内に住所を有する家族が運転して障害者本人の日常の用に供していることが必要です。

※福祉タクシー券交付との選択となります。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	109人	100人	109人	115人	115人

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

◆ (6) リフト付福祉タクシー事業 ◆

（事業開始 平成2年度）

① 対象者

身体障害手帳又は愛の手帳をお持ちの方もしくは東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する重症認定患者等で外出の際、車いすを使用している方又はストレッチャーを利用している方

② 利用

中型タクシー程度のメーター料金及び介助料金（介助発生時のみ）のご負担で、リフト付タクシーを利用いただけます。（予約料及び迎車料は区が負担）

なお、利用の際は、直接契約会社に電話で予約してください。また、乗車の際には、身体障害者手帳又は愛の手帳もしくは重症認定患者等の方は、医療券を提示してください。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	1,036人	766人	422人	302人	545人

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

※文京区社会福祉協議会では、福祉車両を貸し出しています。対象は、日常生活に支障があり、歩行困難な重度障害者です。

◆ (7) 団体バス借上経費補助事業 ◆

（事業開始 昭和53年度）

区内在住の障害者・児又はその保護者によって構成される団体が、バスを利用して事業を行ったときに、バスの借上経費の一部を助成します。助成額は、6万円までは実支出額、6万円を超

える部分は2分の1を加算し、1台のときは12万円、2台以上のときは20万円を限度とします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数	3件	2件	0件	1件	1件

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(8) 心身障害者自動車運転免許取得経費補助事業

(事業開始 昭和52年度)

身体障害者等が自動車運転免許を取得又は免許にかかる排気量の限定解除をする際、費用の一部を補助します。

① 対象者

- ア 身体障害者手帳1～3級(ただし、内部障害者については、4級以上、下肢・体幹障害者については、5級以上で歩行困難な方も含む。)又は愛の手帳の所持者
- イ 前年の所得税額が40万円以下の方
- ウ 適性試験に合格した方
- エ 他の制度により免許の取得に要する経費の助成を受けていない方
- オ 補助申請日の3か月前から引き続き区内に住所を有する方

② 補助額

- ア 第1種普通運転免許取得は、入所料、教習料など、助成対象経費の実支出額に2/3を乗じた額。ただし、所得税額に応じて限度額があります。最高限度額は、164,800円。
- イ 排気量の限定解除は、20,600円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数	0件	3件	0件	3件	3件

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(9) 身体障害者用自動車改造費の助成

(事業開始 昭和49年度)

重度身体障害者が就労等に必要のため、自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

① 対象者

- 就労等に必要のため、障害者自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある、次の要件に全て該当する方
- ア 身体障害者手帳を所有し、上下肢・体幹にかかる障害が1・2級
- イ 前年分の所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内
- ウ 区内に住所を有する18歳以上

② 助成額

1台につき133,900円を限度とします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数	1件	0件	1件	1件	0件

(障害福祉課身体障害者支援係)

(10) ぶんぶんまるしえ（障害者・高齢者の手作り作品・商品販売代理事業）

（事業開始 平成 28 年度）

① 内容

「ぶんぶんまるしえ」とは、文京区の障害者、高齢者の方の手作り作品、障害者施設等からの商品を預かって販売するお店の名前です。障害者、高齢者の生きがいをづくり、障害者の方の積極的な社会参加を進めるとともに、障害者理解を図ることを目的としています。

② 受付・販売場所

ア 文京シビックセンター（春日一丁目 16 番 21 号）

受付：文京シビックセンター 3 階 障害者会館内

販売：文の京ハートフル工房（文京シビックセンター地下 2 階 区民ひろば）

イ 文京総合福祉センター（小日向二丁目 16 番 15 号）

受付：文京総合福祉センター 1 階 リアン文京内カフェ BUNBUN

販売：文京総合福祉センター 1 階 ぶんぶんストア内

（障害福祉課障害福祉係）

18 障害者就労支援センター

（事業開始 平成 19 年度）

さまざまな障害のある方の一般就労の機会拡大を図るとともに、就労している障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域で就労面と生活面について各種の支援を行い、自立と社会参加を促進しています。

また、障害のある方の就労を円滑に進めていくため、ハローワーク飯田橋をはじめとして、東京障害者職業センターや区内通所施設、特別支援学校などの関係機関と連携し、ネットワーク化を図り、的確な支援の実施を図っています。平成 27 年 4 月から、障害者就労支援センターの運営を特定非営利活動法人日本就労支援センターに委託しています。

所在地	本郷四丁目 15 番 14 号 文京区民センター1 階
利用時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
休館日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始

① 新規登録者累計

（各年度末現在）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体	73 人	79 人	83 人	91 人	99 人
知的	162 人	172 人	172 人	177 人	183 人
精神・発達	332 人	351 人	378 人	406 人	446 人
その他	4 人	2 人	2 人	4 人	5 人
計	571 人	604 人	635 人	678 人	733 人

② 新規就労者数 (各年度末現在)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体	4 人	10 人	3 人	8 人	8 人
知的	4 人	2 人	5 人	6 人	4 人
精神・発達	31 人	40 人	33 人	37 人	31 人
その他	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人
計	39 人	53 人	41 人	51 人	44 人

③ 相談支援延べ件数 (各年度末現在)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
職業相談	1,016 件	1,442 件	847 件	610 件	637 件
就職準備支援	1,874 件	1,900 件	2,252 件	2,774 件	2,215 人
職場実習支援	261 件	93 件	91 件	99 件	31 件
職場定着支援	3,213 件	3,430 件	3,701 件	4,196 件	3,782 件
離職等調整支援	77 件	204 件	117 件	189 件	165 件
職場開拓	165 件	2 件	2 件	4 件	4 件
生活支援	883 件	1,982 件	1,742 件	1,486 件	1,738 件
その他	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
計	7,489 件	9,053 件	8,752 件	9,358 件	8,572 件

④ 余暇支援事業

ア たまり場 (事業開始 平成 19 年度)

就労継続者を対象に、月に 1 回、夕食(弁当等)を食べながら、日々の仕事の様子を伺い、当事者同士の交流を図るなど、余暇の支援をしています。

イ 生活講座 (事業開始 平成 27 年度)

主に企業就労する知的障害のある方を対象に、年 6 回、社会生活に必要なスキルや知識の習得、社会・地域への関心、様々なライフイベントに備える知識など、自分らしい生活について学び考える講座を行います。

ウ 就労継続を祝う会 (事業開始 平成 20 年度)

就労支援センター登録者で、就労継続者(1・5・10 年・15 年)を対象に、表彰を行うことにより、就労意欲向上に努めています。

⑤ 文の京^{ふみ みやこ}ハートフル工房(障害者施設商品販売会) (事業開始 平成 21 年度)

ア 内容

障害者雇用や就労への理解を深めるとともに、区内障害者施設の工賃アップ、障害者の就労意欲の喚起向上を図ることを目的として、区内の障害者施設で作られたパンや雑貨などを、障害のある当事者の方が店員となり、販売する事業です。定例即売会や外部出店等を行っています。

イ 定例即売会概要

場所:区民ひろば(文京シビックセンター地下 2 階)、時間:午前 11 時~午後 2 時

⑥ 障害者インターンシップ事業 (事業開始 平成 20 年度)

障害者施設通所者等を対象に、庁舎内業務を体験してもらうことにより、障害者自身の就労意欲の喚起に努めるとともに、職員の意識啓発を行っています。

⑦ 障害者シュレッダー業務委託 (事業開始 平成 23 年度)

庁内各課で発生する廃棄文書を収集し、シュレッダー処理を行う業務を区内障害者施設に委託し、毎週実施しています。

(障害福祉課障害福祉係)

19 福祉環境整備

(1) 福祉環境整備の促進

(事業開始 昭和 60 年度)

高齢者、障害者など、年齢、生活状況等の異なる全ての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、1,000 m²以上 2,000 m²未満の共同住宅等を対象とした「文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱」を定め、基準に適合するよう事業者に協力を求めています。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
協議件数	9 件	13 件	16 件	19 件	14 件

(住環境課調整担当)

(2) 東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出の受付

(事業開始 平成 8 年度)

東京都福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる街づくりを進めることを目的としています。建築物では移動等円滑化経路等の整備、道路では歩道の有効幅員の確保など、対象施設の区分に応じ、「整備基準」を定めています。区が受付等の窓口になり、施設所有者等に対して、施設の新設や改修に際し、基準への適合を求めています。

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
届出件数	23 件	17 件	15 件	20 件	20 件

(住環境課調整担当)

20 障害者向け住宅施策

(1) 障害者住宅の提供

(事業開始 平成 14 年度)

障害者住宅とは、障害者向けに設計された集合住宅で、エレベーター、手すり、可動シンク、可動洗面台等が設置されており、障害者が安心して住み続けられるよう配慮されています。入居者の募集は、公募により行います。

① 入居対象者

	障 害 者	障害の程度
単身世帯	本人	身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方、又は愛の手帳1～3度の交付を受けている方
家族世帯	現に同居し、又は同居しようとする親族に障害者が1人以上いる	

※親族には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、婚姻の予約者及び事実上親族と同様の事情にある方を含まます。

② 入居資格

- ア 手帳の交付を受けている方が、区内に引き続き3年以上居住していること
- イ 現に住宅に困窮していることが明らかであること
- ウ 自立して日常生活が営めること
- エ 世帯の収入が、文京区障害者住宅条例第4条第1項第5号に規定する金額を超えないこと

③ 住宅の概要

名 称	所在地	建物・構造	供給年月	居室数	区分
根津一丁目障害者住宅	根津 1-15-12	鉄骨鉄筋コンクリート 地上13階地下1階建て	平成15年3月	単身用5戸 世帯用1戸	区立

(福祉政策課福祉住宅係)

◆ (2) 文京区すまいる住宅登録事業 ◆

(事業開始 平成27年度)

民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすい障害者の入居を拒まない住宅を確保し、住宅困窮者の住環境を向上し、居住の安定を図ります。

登録住宅は、福祉住宅サービス窓口及び区HPで閲覧できます。

【登録住宅の条件】

次の条件を満たす、障害者が安心して住める優良住宅を、文京区住まいの協力店を仲介者として、住宅オーナーが登録申請を行います。

- ① 区内の民間賃貸住宅であること
- ② 障害者の入居を拒まないこと
- ③ 居室内に専用の浴室及びトイレを設置していること
- ④ 仲介者（文京区住まいの協力店）が、登録申請の際、新耐震の建築物又は耐震診断により安全性が確認された建築物であることを確認し、誓約していること
- ⑤ 1月分の家賃（共益費等を除く）が、単身用130,000円以下、世帯用170,000円以下であること
- ⑥ 見守り電球及び緊急通報装置を設置できる住宅であること
- ⑦ 専有面積が15㎡以上であること
- ⑧ サービス付き高齢者向け住宅でないこと

※入居資格認定を受けた障害者が登録住宅に入居した場合、区が住宅オーナーへ1戸あたり

月 10,000 円の謝礼を支払います。

【入居できる人の要件】

文京区すまいる住宅に入居するには、事前に福祉住宅サービス窓口で入居資格の認定申請を行う必要があります。窓口で要件を審査し、入居資格認定書を発行します。

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの障害者がいる世帯であること
- ② 区内に引き続き1年以上居住していること
- ③ 住宅に困窮し、かつ、自力により住み替える住宅を確保することが困難であること
- ④ 独立して日常生活を営めること
- ⑤ 緊急連絡先があること
- ⑥ 入居資格の認定申請を行った後、世帯の構成員の増減又は変更を行わないこと

【住宅オーナー謝礼加算項目】

登録住宅のうち、入居者の居住に配慮されている設備部分等に対して、住宅オーナー謝礼を加算します。(23 ページ参照)

※謝礼加算額は、1戸あたり月 10,000 円が上限となります。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
登録住宅 (ひとり親・高齢者・障害者共通)	31 件	20 件	31 件	30 件	56 件
入居決定者	0 件	1 件	3 件	2 件	2 件
入居資格認定者	6 件	8 件	4 件	2 件	10 件

(福祉政策課福祉住宅係)

◆ (3) 文京区住まいの協力店制度 ◆

(事業開始 平成 27 年度)

不動産業界団体と連携し、民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすい障害者に対して、適切な民間賃貸住宅の情報を提供します。(24 ページ参照)

(福祉政策課福祉住宅係)

◆ (4) 障害者世帯移転費用等助成 ◆

(事業開始 平成 4 年度)

アパートの取壊し等により立ち退き要求を受けていること、又は住環境の改善のため住み替えをする場合、一定の基準に基づき転居前の家賃と転居後の家賃との差額等を助成します。

① 対象世帯

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの障害者がいる世帯

② 助成要件

ア 区内に引き続き1年以上居住していること

- イ 現に民間賃貸住宅に居住していること
- ウ 取壊し等による立ち退き要求を受けていること、又は住環境の改善のため区内の他の民間賃貸住宅に住み替えること（定期賃貸借契約の期間満了を除く）
- エ 独立して日常生活を営むことができること
- オ 前年の所得額が④に定める金額以下であること
- カ 生活保護法による保護を受けていないこと
- キ 文京区高齢者賃貸住宅登録事業による家賃助成を受けたことがないこと
- ク 暴力団員でないこと
- ケ 住民税を滞納していないこと
- コ 現に居住する民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと
- サ 本制度を利用したことがないこと

③ 助成内容

- ア 移転費用（上限 150,000 円）
- イ 新旧家賃の差額（上限月額 20,000 円、賃貸借契約により住み替える日から2年間）
※立ち退きに際して立ち退き料を受領する場合は、助成金が減額される場合があります。

④ 所得制限額

前年所得 1,896,000 円以下

※同居人 1 人につき 380,000 円を控除、そのほか障害者等の特別控除あり

⑤ 助成実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	1件	0件	3件	1件	0件
継続	0件	1件	1件	3件	4件
助成世帯数	1件	1件	4件	4件	4件

※移転費用助成と家賃助成を利用している人の実人数

（福祉政策課福祉住宅係）

◆ (5) すみかえサポート事業 ◆

（事業開始 平成 18 年度）

区内の民間賃貸住宅に住み替えようとするときに連帯保証人の確保が困難な場合、区と協定を締結した民間保証会社が提供する債務保証サービスを利用できます。また、一定の要件を満たす場合は、区が初回保証料の一部を助成します。

① 対象者

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの障害者がいる世帯

② 利用条件

- ア 区内に引き続き 1 年以上居住していること
- イ 緊急連絡先があること

③ 保証内容

滞納家賃、残存家財等の撤去費用、原状回復費用等

④ 助成内容

ア 要件 公営住宅法施行令により算出した前年の所得が1,896,000円以下で、住宅に係る他の公的助成を受けていないこと

イ 限度額 50,000円

また、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが行うあんしん居住制度を利用した方が、上記②及び④アの要件を満たす場合、区が費用の一部を助成します。助成限度額は、制度の利用に係る事務手数料から消費税を控除した額又は消費税を控除した額の3分の1(費用の支払方法により異なる)です。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
すみかえサポート	1件	2件	5件	1件	1件
あんしん居住制度	0件	2件	2件	2件	0件

※高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯をあわせた実績

(福祉政策課福祉住宅係)